

# 第1章 計画の策定の背景と位置づけ

## 1-1 計画策定の趣旨

奈良県では、「奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略」に基づき、平成22年に自転車による広域的な周遊観光を促す環境づくりを推進することで、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を図ることなどを目的として、「奈良県自転車利用促進計画」を策定し、実施してきました。

平成29年に「自転車活用推進法」が成立し、同法に基づき、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年に「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

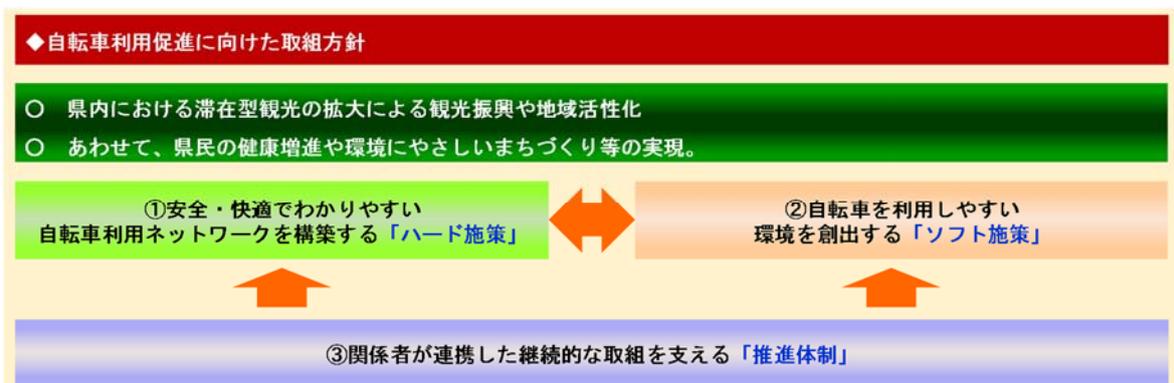
それらを踏まえ、同法第10条に基づき奈良県の自転車の活用の推進に関する目標や目標達成のために実施すべき施策、施策の着実な実施のため、期間中に講ずべき具体的な措置等を取り纏めた「奈良県自転車活用推進計画」を策定し、本県における、自転車の活用による観光振興等に向けた総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画とします。

## 1-2 奈良県のこれまでの取組

### ◆奈良県自転車利用促進計画(H22.12)

- これまで、奈良県では、大規模自転車道の整備など自転車利用環境づくりを進めてきました。取組を進めていく中で、県内の観光資源を巡る手段として自転車の利用価値が再認識されるようになり、ネットワークの連続性や自転車利用環境の利便性・快適性を向上していくことが必要とされてきました。
- このような背景から、自転車利用者の視点に立った「奈良県自転車利用促進計画」を平成22年12月に策定しました。
- 自転車による広域的な周遊観光を促す環境づくりを推進することで、自転車ならではの新たな観光スタイルの創出や地域活性化を図りながら、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を実現する取組を進めてきました。

### ▼奈良県自転車利用促進計画（H22.12）の概要





## ▼主な取組の内容

### ① 安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築する「ハード施策」

#### 『選択と集中』による自転車利用ネットワークの充実

- 既存道路等を活用し、まちなか巡りから広域周遊にも対応したネットワークの設定。
- 「選択と集中」の観点から、広域的な周遊観光を支えるネットワークについて、サイン整備等により概ね3年で概成。
- 自転車への乗り換えや情報発信、トイレ、休憩スポット等となる拠点施設の整備・充実。
- サインに関するデザインや色（緑系統）等の県内統一。

#### ◆サインの整備イメージ

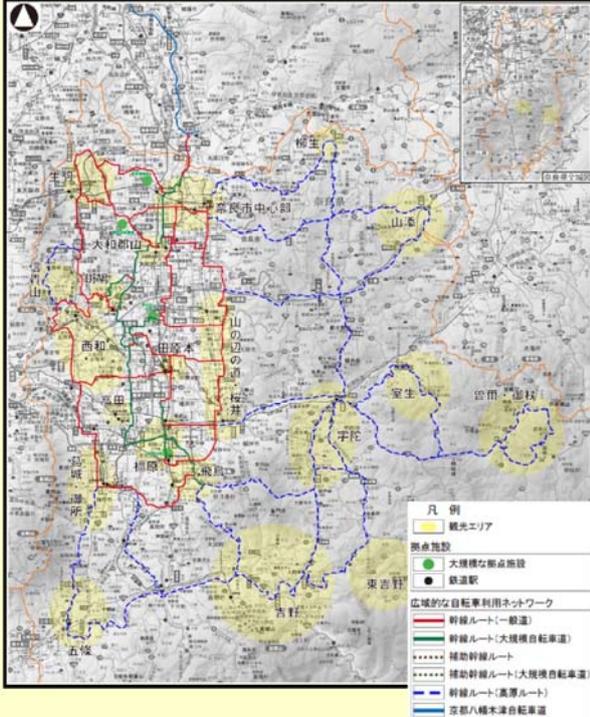
ルート案内



注意喚起



#### ◆広域的な自転車利用ネットワーク



**凡例**

- 観光エリア
- 大規模な拠点施設
- 駅
- 広域的な自転車利用ネットワーク
- 幹線ルート(一般道)
- 幹線ルート(大規模自転車道)
- 補助幹線ルート
- 補助幹線ルート(大規模自転車道)
- 幹線ルート(厚層ルート)
- 支線八幡木津自転車道

### ② 自転車を利用しやすい環境を創出する「ソフト施策」

#### 民間事業者、NPO等との協働による自転車利用環境の創出

- 自転車の利用レベルに応じた施策展開
  - ・ハイユーザー：「県外からの誘客」
  - ・ミドルユーザー：「滞在時間の長時間化」
  - ・ローユーザー：「自転車利用者層への引き上げ」

#### ◆自転車利用者を支える支援サービス

利用レベル	施策展開の視点	支援サービス
自転車愛好家層 (Hユーザー)	県外からの誘客	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サイクルイベントの充実</li> <li>● 自転車や荷物の搬送サービス</li> <li>● 荷物預かりサービス</li> <li>● 宿泊施設の受け入れ体制充実（自転車の保管、荷物・自転車の搬送サービス、施設の一時的利用等）</li> </ul>
周遊観光における自転車利用者層 (Mユーザー)	滞在時間の長時間化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的なレンタサイクルシステムの構築</li> <li>● 様々なテーマに沿ったサイクリングマップの提供</li> <li>● 自転車利用者へのおもてなしサービスの提供</li> <li>● コンビニとの連携によるトイレ休憩等の充実</li> <li>● サイクルショップとの連携による修理サービス等の充実</li> </ul>
一般観光客層 (Lユーザー)	自転車利用者層への引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レンタサイクルポートの充実</li> <li>● パーク&amp;サイクルライドの充実</li> <li>● 自転車によるガイドツアーの実施</li> <li>● グルメ・ショッピング等のセットツアーの誘致等</li> </ul>

#### ③ 関係者が連携した継続的な取組を支える「推進体制」

#### 情報発信の充実

- HPや専門誌等による、奈良でしか味わえない自転車の楽しみ方の情報発信。
- 地域の楽しみ方を盛り込んだサイクリングマップや隣接する府県とも連携した広域的なマップによる情報発信。
- 自転車関連イベント等を活用した、利用者の安全意識向上に資する取組の充実。



#### 継続的な取組を支える体制づくり

- 国・県・市町村、民間事業者、NPO、地域団体等が一丸となって、自転車を利用しやすい環境を持続的に「つくり」、「守り」、「育てる」ことのできる体制づくり。

#### PDCAサイクルによるマネジメントの実施

- 評価指標のモニタリングの結果や自転車利用者のニーズ、社会状況の変化等を踏まえた施策や計画の適宜見直し。

PLAN  
【計画策定】

DO  
【対策実施】

【PDCAサイクルによる計画推進】

ACTION  
【改善】

CHECK  
【効果検証】

## 1-3 全国的な動向

### ❖ 自転車活用推進法(H29.5)

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっています。

これを踏まえ、平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、国土交通省に大臣を本部長とする自転車活用推進本部が設置されました。

また、同法の基本理念では、自転車の活用の推進が、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として行うとともに、交通の安全の確保を図りつつ行われなければならないとされており、また、重点的に検討・実施すべきものとして、自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備をはじめとする 15 の項目が基本方針として示されています。

#### ▼ 自転車活用推進法の概要

<p><b>目的・基本理念</b> (1・2条)</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること</li> </ul> <p>&lt;基本理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること</li> <li>自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと</li> <li>交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること</li> <li>交通の安全の確保が図られること</li> </ul>	<p><b>基本方針</b> (8条)</p> <p>①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備 ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し ③シェアサイクル施設の整備 ④自転車競技施設の整備 ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上 ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化 ⑧交通安全に係る教育及び啓発 ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進 ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上 ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進 ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備 ⑬自転車を活用した国際交流の促進 ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援 等の施策を重点的に検討・実施する</p>
<p><b>国等の責務</b> (3・4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する</li> <li>地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する</li> <li>国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める</li> </ul>	<p><b>自転車活用推進計画</b> (9～11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する</li> <li>都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める</li> </ul>
<p><b>公共交通関係事業者の責務等</b> (5～7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める</li> <li>国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める</li> </ul>	<p><b>自転車活用推進本部</b> (12・13条)</p> <p>国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一部改正(附則5条))</p> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする(14条)</li> <li>自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討(附則2・3条)</li> <li>市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正(附則4条)</li> </ul>

施行期日:公布の日(平成26年12月16日)から6月以内で政令で定める日(附則1条)

出典:国土交通省資料より抜粋

## ◆自転車活用推進計画(H30.6)

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関して、自転車をめぐる現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策などを定めた自転車活用推進計画が平成30年6月に閣議決定され、自転車に関する取組をより総合的・計画的に進めていくことが推進されています。

### ▼自転車活用推進計画の概要

#### 1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け  
自転車活用推進法<sup>※</sup>に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画
- (2) 計画期間  
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）  
2016年12月9日成立  
（衆・参とも全会一致）  
2017年5月1日施行

#### 2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

##### 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 自転車通行空間の計画的な整備の促進  
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数  
【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)  
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク圏域市町村数  
【実績値】1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)
- 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
- シェアサイクルの普及促進  
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)
- 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
- 自転車のI・T化の促進
- 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

##### 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
- 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
- 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
- 自転車通勤の促進  
【指標】通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)

##### 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
- 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出  
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数  
【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)

##### 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 高い安全性を備えた自転車の普及促進  
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率  
【実績値】29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)  
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度) ※(13)～(15)関連指標
- 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進  
【指標】自転車技士の資格取得者数<sup>※</sup>  
【実績値】80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(11,14)関連指標
- 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
- 学校における交通安全教室の開催等の推進。  
【指標】交通安全について指導している学校の割合  
【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)
- 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
- 災害時における自転車の活用の推進

#### 3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

#### 4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

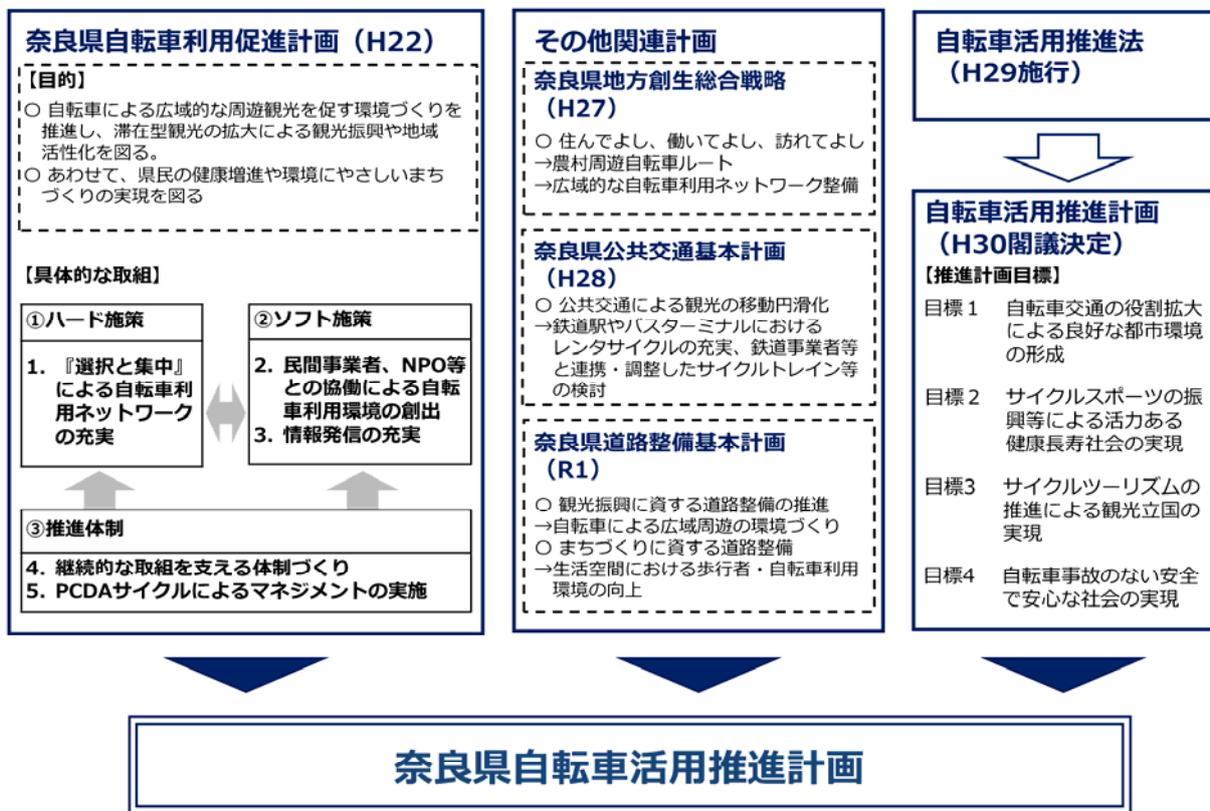
- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等
- 財政上の措置等
- 附則に対する今後の取扱方針  
➢ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討  
➢ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

出典：国土交通省資料より抜粋

## 1-4 奈良県自転車活用推進計画の位置づけ

- 自転車活用推進法では、都道府県の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めた「自転車活用推進計画」の策定を都道府県の努力義務として規定しています(第10条)。
- 奈良県自転車活用推進計画は、国が策定した自転車活用推進計画の内容、奈良県自転車利用促進計画(H22)に基づくこれまでの取り組み、その他関連計画における自転車の位置づけなどを踏まえ、「観光振興」、「まちづくり」、「安全・安心」の3つの観点から奈良県において、自転車の活用を進める上で必要な取組を取りまとめたものです。

### ▼奈良県自転車活用推進計画の位置付け





## 第2章 計画区域・期間・実施者

### 2-1 計画区域

計画の対象区域は奈良県全域とします。

### 2-2 計画期間

本計画の計画期間は、今後の5箇年とします。

### 2-3 実施者

本計画は奈良県が実施します。